

入 札 説 明 書

令和7年12月24日

入 札 執 行 者

秋田県議会事務局総務課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）等に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に関し、入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 業務名及び予定数量

令和8年度委員会等会議録録音データ反訳業務（1時間当たりの単価契約）

常任委員会、特別委員会 約122時間（年間）

予算・決算特別委員会総括審査等 約 62時間（年間）

計 約184時間(年間)

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、令和９年第１回定例会（２月議会）開会日以降の分は含まないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 過去2年間に於いて、秋田県内の官公庁の発注における本業務と同種の業務を履行した実績を有すること。

- (5) 競争入札参加資格確認申請書の提出日から入札日の間において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

3 契約条項を示す場所等

郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県議会事務局総務課（電話番号 018-860-2111）

4 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に示す提出書類等を提出しなければならない。

ア 提出書類等

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 会社概要及び過去2年間の主な業務実績（様式第2号）

(ウ) 競争入札参加資格申請者役員等調書（様式第3号）

イ 提出期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月13日（火）の間の午前9時から午後5時まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

ウ 提出方法

提出は3の場所に持参により行うこと。ただし、郵送する場合は、イの期間内に必着とすること。

- (2) 入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、令和8年1月21日（水）までに、参加資格の有無を通知する。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- (4) 確認資料の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (5) 確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (6) 提出された確認資料は、返却しない。なお、確認資料を公表し、また、無断で使用することはしない。また、確認資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、令和8年1月7日（水）午後5時までに3の場所に書面（任意）で持参又はFAXにより行うこと。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和8年1月8日（木）までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札書の受領場所等

(1) 入札執行の日時及び場所

令和8年1月22日（木）午前11時30分

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県議会棟1階 第2会議室

(2) 入札書の様式

別添の入札書（様式第4号）とする。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の商号又は名称等」、「開札日」及び「入札に付する事項の契約名称」を記載の上、提出すること。

(4) 原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は、郵送によることができる。（郵送による場合は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」の旨を表記し、中封筒には（3）の内容を記載すること。なお、入札執行者あての親展とし、配達証明書付郵便書留により（5）に示す提出期限までに必着すること。期限までに到着しないものは無効とする。）

(5) 郵便による入札書の提出場所及び提出期限

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県議会事務局総務課

令和8年1月22日（木）午前11時30分まで

7 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人の出席のもと行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状（様式第5号）を要する。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 開札をした場合において、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

(5) 入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は手続きをやり直すか、施行令

- 第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 開札に立ち会わない入札者（郵送によって入札書を提出した者）は、開札の結果の通知に必要な返信用封筒（受取人の所在地、商号又は名称、職氏名等明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出することができる。
- (7) 開札に立ち会う場所に持参するもの
- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - イ 再度の入札に使用する印鑑
 - ウ 委任状（代表者等から入札等に関する委任を受けた者に限る）
- (8) 入札者が1者であった場合であっても、原則として入札を有効なものとして執行するものとする。

8 契約の方法

契約の方法は条件付き一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札金額（入札書に記載された金額に当該価格の10%に相当する額を加算した額）に予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する額の入札保証金を納付（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替払出証書、郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）しなければならない。なお、入札保証金は入札開始の前までに納付するものとし、3の場所において手続を行うこと。納付された入札保証金は、入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替払出証書、郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）しなければならない。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、(ア)又は(イ)の書類を令和8年1月13日（火）午後5時までに提出し、審査の結果、免除を認められた者とする。

（ア）県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(イ) 過去2年の間に、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と、当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行したことを確認できる書類（複数の契約書及び履行を確認できる支払通知書等の写しを提出すること。）

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、又は上記（イ）の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者とする。

ウ 審査資料等提出場所

別添の入札保証金及び契約保証金免除申請書（様式第6号）及び確認書類を3の場所に提出すること。

10 入札書の書換え等の禁止

入札書の書換え、引替え及び撤回をすることはできない。

11 落札者の決定方法

(1) 財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(2) (1)の落札候補者について入札参加者の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して苦情の申し立てを行うことができる。

- (7) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

1 2 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
 - ア 委任状を持参しない代理人のした入札
 - イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足がある者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (6) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

1 3 その他

- (1) 契約書作成の要否

要

- (2) 守秘義務

入札説明書の交付を受けた者は、秋田県から提供を受けた文書、図面、データ等すべてについて守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、秋田県提示資料を本件の調達手続以外の目的に使用してはならない。

- (3) 支払条件

秋田県が行う検査に合格した後、適正な支払請求書に基づいて支払う。

- (4) 不服の申立て

本手続きに関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てをすることができる。